

神戸市宅地造成等規制法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月29日

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市規則第90号

神戸市宅地造成等規制法施行細則の一部を改正する規則

神戸市宅地造成等規制法施行細則（昭和37年3月規則第81号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p><u>神戸市宅地造成及び特定盛土等規制法施行細則</u></p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 <u>宅地造成及び特定盛土等規制法</u>（昭和36年法律第191号。以下「法」という。）の施行については、法、<u>宅地造成及び特定盛土等規制法施行令</u>（昭和37年政令第16号。以下「政令」という。）及び<u>宅地造成及び特定盛土等規制法施行規則</u>（昭和37年建設省令第3号。以下「省令」という。）に定めるもののほか、この<u>規則</u>の定め</p>	<p><u>神戸市宅地造成等規制法施行細則</u></p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 <u>宅地造成等規制法</u>（昭和36年法律第191号。以下「法」という。）の施行については、法、<u>宅地造成等規制法施行令</u>（昭和37年政令第16号。以下「令」という。）及び<u>宅地造成等規制法施行規則</u>（昭和37年建設省令第3号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この<u>細則</u>の定めるところによる。</p>

るところによる。

(用語の定義)

第2条 この規則において使用する用語は、法及び政令において使用する用語の例による。

(工事の許可の申請)

第3条 省令第7条第1項第12号又は同条第2項第10号の規定により工事の安全性を確かめるために提出を求める書類は、次に掲げるものとする。

(1) 工事主の資力及び信用に関する申告書

(2) 工事主が法人の場合にあっては最近2年間の法人税の納付証明書、個人の場合にあっては最近2年間の市県民税の納付証明書

(3) 工事主の取引銀行の預金残高証明書又は融資証明書

(4) 工事施行者の施行能力に関する申告書

(5) 宅地造成等に関する工事区域内の土地に関する調書

(6) 法第12条第2項第4号に規定する同意をした者すべての印鑑登録証明書又は印鑑証明書

(7) 宅地造成等に関する工事をしようとする土地の区域内の土地の最近3か月以内に発行された登記事

項証明書及び公図の写し

(8) 工事主が次のア～ウに該当しないことを誓約する書類

ア 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

イ 法又は法に基づく処分に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者

ウ 法第12条、第16条、第30条又は第35条の許可を取り消され、その取消しの日から5年を経過しない者（当該許可を取り消された者が法人又は組合である場合においては、当該取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があった日前60日以内に当該法人又は組合の役員であった者で当該取消しの日から5年を経過しないものを含む。）

(9) 工事主（工事主が法人又は組合であるときは、その役員を含む。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）に規定する暴力団、暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者に該当し

ないこと及びこれらの者が工事主  
の事業活動を支配していないこと  
を誓約する書類

(10) その他市長が必要と認める書  
類

(協議の申出等)

第4条 国又は都道府県、指定都市若  
しくは中核市（以下「国等」）が、法  
第15条第1項の規定により協議を行  
おうとするときは、宅地造成又は特  
定盛土等に関する工事にあつては宅  
地造成又は特定盛土等に関する工事  
の協議申出書に省令第7条第1項の  
表に掲げる図面を、土石の堆積に関  
する工事にあつては土石の堆積に関  
する工事の協議申出書に省令第7条  
第2項の表に掲げる図面を添えて、  
市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申出があつた場合  
においては、当該協議に応じ、遅滞な  
く、その成立又は不成立の通知をし  
なければならない。

(変更の許可の申請)

第5条 国等が、法第15条第1項の規  
定により協議が成立した工事につい  
て、工事の計画の変更をするために、  
法第16条第3項において準用する法  
第15条第1項の規定により協議を行

(変更の許可の申請)

第2条 市長は、法第12条第1項の許  
可を受けようとする者に対し、宅地  
造成に関する工事の変更許可申請書  
(同条第3項の規定により法第11条  
を準用する場合にあつては、宅地造

おうとするときは、宅地造成又は特定盛土等に関する工事にあつては宅地造成又は特定盛土等に関する工事の変更協議申出書を、土石の堆積に関する工事にあつては、土石の堆積に関する工事の変更協議申出書を、市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の工事の変更協議申出書の提出があつたときは、当該協議に応じ、遅滞なく、その成立又は不成立の通知をしなければならない。

(変更の届出)

第6条 法第16条第2項の届出をしようとする者は、市長が必要があると認める書類を添えて、宅地造成等に関する工事の変更届出書を、市長に提出しなければならない。

成に関する工事の変更協議申出書)を提出するよう求めることができる。

(変更の届出)

第3条 市長は、法第12条第2項の届出をしようとする者に対し、市長が必要があると認める書類を添えて、宅地造成に関する工事の変更届出書を提出するよう求めることができる。

(協議の申出等)

第4条 市長は、法第11条の規定により国又は同条に規定する都道府県(以下「国等」という。)が協議を行おうとするときは、規則第4条第1項の表に掲げる図面を添えて、協議申出書を提出するよう求めることができる。

2 市長は、前項の申出があつた場合においては、当該協議に応じ、遅滞な

(届出工事の変更)

第7条 法第21条第1項又は第3項の規定による届出をした者は、その届出に係る事項を変更しようとするときは、その旨を市長に届け出なければならない。

(標識の設置)

第8条

法第21条第1項の届出を行った者は、当該届出に係る工事の完了までの間、宅地造成又は特定盛土等に関する工事にあつては宅地造成又は特定盛土等に関する工事の届出済標識を、土石の堆積に関する工事にあつては土石の堆積に関する工事の

く、その成立又は不成立の通知をしなければならない。

(標識の設置)

第5条 市長は、法第8条第1項本文の許可を受けた宅地造成に関する工事（法第11条の規定により法第8条第1項本文の許可があつたものとみなされるものを含む。以下「許可工事」という。）を行おうとする者に対し、許可工事に着手する日から法第13条第2項の検査済証の交付を受ける日までの間、宅地造成工事許可標識を許可工事の現場の見やすい場所に設置するよう求めることができる。

2 市長は、法第15条第1項又は第2項の届出を行おうとする者に対し、当該届出の日の翌日から当該届出に係る工事の完了の日までの間、宅地造成届出工事標識を工事の現場の見やすい場所に設置するよう求めることができる。

届出済標識を、工場の現場の見やすい場所に速やかに設置しなければならない。

## 2 [略]

(工場の一部完了検査)

第9条 法第12条第1項本文の許可を受けた者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、許可工場の一部について、法第17条第1項の工場の完了の検査を受けることができる。

(1)～(3) [略]

(公告の方法)

第10条 法第20条第5項 (法第23条第3項において準用する場合を含む。)に規定する公告は、神戸市公告式条例 (昭和25年8月条例第198号) によって行うほか、公告の日から10日間当該宅地の付近の適当な場所に掲載して行うものとする。

2 前項に規定する公告には、法第20条第5項に規定するもののほか、次に掲げる事項を掲載するものとする。

(1)～(4) [略]

## 3 [略]

(工場の一部完了検査)

第6条 法第8条第1項本文の許可を受けた者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、許可工場の一部について、法第13条第1項の工場の完了の検査を受けることができる。

(1)～(3) [略]

(公告の方法)

第7条 法第14条第5項 (法第17条第3項において準用する場合を含む。)に規定する公告は、神戸市公告式条例 (昭和25年8月条例第198号) によって行うほか、公告の日から10日間当該宅地の付近の適当な場所に掲載して行うものとする。

2 前項に規定する公告には、法第14条第5項に規定するもののほか、次に掲げる事項を掲載するものとする。

(1)～(4) [略]

(届出工場の変更)

第8条 市長は、法第15条第1項又は第2項の規定による届出をした者に

対し、その届出に係る事項を変更しようとするときは、その旨を届け出るよう求めることができる。

(技術的基準)

第9条 令第15条第1項の規定により、令第6条の規定による擁壁の設置に代えてとることができる措置は、次に掲げるものとする。

- (1) <sup>けんち</sup>間知石から積み工その他のから積み工
- (2) <sup>つみない</sup>積苗工
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が特に必要があると認める工法

(技術的基準)

第11条 政令第20条第2項の規定による技術的基準の強化又は付加は、次のとおりとする。

- (1) 擁壁の背面には、全面に別表の数値以上の断面厚の透水層を設置すること。ただし、擁壁の背面に持続する地盤が切土であって軟岩の硬度以上の硬度を有する場合、当該透水層と同等以上の効力があると市長が認める場合又は市長が擁壁に損壊その他これに類する悪影響を与えないと認めた場合は、この限りでない。

(2)～(3) [略]

第10条 令第15条第2項の規定による技術的基準の強化又は付加は、次のとおりとする。

- (1) 擁壁の背面には、全面に別表の数値以上の厚さの透水層を設置すること。ただし、擁壁の背面に持続する地盤が切土であって軟岩の硬度以上の硬度を有する場合、当該透水層と同等以上の効力があると市長が認める場合又は市長が擁壁に損壊その他これに類する悪影響を与えないと認めた場合は、この限りでない。

(2)～(3) [略]



(申請書等の様式)

第12条 申請書、届出書その他の書類の様式は、次の各号の定めるところによる。

(1) 身分証明書 (法第7条関係)  
様式第1号

(2) 工事主の資力及び信用に関する申告書 (第3条関係) 様式第2号

(3) 工事施行者の施行能力に関する申告書 (第3条関係) 様式第3号

(4) 宅地造成等に関する工事区域内の土地に関する調書 (第3条関係) 様式第4号

(5) 同意書 (省令第7条関係) 様式第5号

(6) 法に違反していない旨などの誓約書 (第3条関係) 様式第6号

(7) 暴力団等に該当しない旨の誓約

(申請書等の様式)

第11条 申請書、届その他の書類の様式は、次の各号の定めるところによる。

(1) 身分証明書 法第6条第1項  
様式第1号

(2) 宅地造成に関する工事の変更許可申請書 第2条関係 様式第2号

(3) 宅地造成に関する工事の変更協議申出書 第2条関係 様式第3号

(4) 宅地造成に関する工事の変更届出書 第3条関係 様式第4号

書兼個人情報取扱同意書（第3条  
関係）様式第7号

(8) 宅地造成等に関する工事の不許  
可通知書（法第14条関係）様式  
第8号

(9) 宅地造成又は特定盛土等に関す  
る工事の協議申出書（第4条関  
係）様式第9号

(10) 土石の堆積に関する工事の協  
議申出書（第4条関係）様式第  
10号

(11) 宅地造成等に関する工事の協  
議成立通知書（第4条、第5条関  
係）様式第11号

(12) 宅地造成等に関する工事の協  
議不成立通知書（第4条、第5条  
関係）様式第12号

(13) 宅地造成又は特定盛土等に関  
する工事の変更協議申出書（第5  
条関係）様式第13号

(14) 土石の堆積に関する工事の変  
更協議申出書（第5条関係）様  
式第14号

(15) 宅地造成等に関する工事の変  
更届出書（第6条関係）様式第  
15号

(5) 宅地造成に関する工事の不許  
可通知書 法第10条第2項関係  
様式第5号

(6) 宅地造成に関する工事の協議申  
出書 第4条第1項関係 様式第  
6号

(7) 宅地造成に関する工事の協議不  
成立通知書 第4条第2項関係  
様式第7号

(8) 宅地造成工事許可標識 第5条  
第1項関係 様式第8号

(16) 宅地造成又は特定盛土等に関する工事の届出済標識 (第8条関係) 様式第16号

(17) 土石の堆積に関する工事の届出済標識 (第8条関係) 様式第17号

別表 (第10条関係)

擁壁の高さ	透水層の断面厚		摘要
	上端	下端	
3メートル以下	[略]	[略]	透水層の上端とは、擁壁上端から30センチメートル下方とする。
3メートルを超え4メートル以下	[略]	[略]	
4メートルを超え5メートル以下	[略]	[略]	
	[略]	[略]	

(9) 宅地造成届出工事標識 第5条第2項関係 様式第9号

別表

擁壁の高さ	透水層の厚さ		摘要
	上端	下端	
3メートル以下	[略]	[略]	透水層の上端とは、擁壁上端から擁壁高(根入れを含まない。)の5分の1下方とする。
3メートルを超え4メートル以下	[略]	[略]	
4メートルを超え5メートル以下	[略]	[略]	
	[略]	[略]	

様式第1号を次のように改める。

様式第1号

(表)

第	号
身分証明書	
氏名	
上記の者は、宅地造成及び特定盛土等規制法第5条第1項の規定に基づき他人の占有する土地に立ち入り、同法第6条第1項の規定に基づき障害物を伐除し、若しくは土地に試掘等を行い、又は同法第24条第1項の規定に基づき当該土地に立ち入り、当該土地又は当該土地において行われている宅地造成等に関する工事の状況を検査する権限を有する者であることを証明する。	
年 月 日	
神戸市長	
印	

(裏)

注意事項
1 この証明書に記載する権限を行使するときは、この証明書を携帯しなければならない。
2 この証明書に記載する権限を行使するに当たり、関係人の請求があった場合においては、この証明書を提示しなければならない。
3 この証明書は、犯罪捜査のために使用してはならない。

縦6センチメートル、横8センチメートル

様式第 9 号を様式第16号とし、同様式を次のように改める。

様式第16号

90センチメートル以上					
宅地造成又は特定盛土等に関する工事の届出済標識					
70センチメートル以上	1	工事主の住所氏名	見取図		
	2	届出番号		第 号	
	3	届出年月日		年 月 日	
	4	工事施行者の氏名			
	5	現場管理者の氏名			
	6	盛土又は切土の高さ		メートル	
	7	盛土又は切土をする土地の面積		平方メートル	
	8	盛土又は切土の土量		盛土	立方メートル
				切土	立方メートル
	9	工事着手年月日		年 月 日	
	10	工事完了予定年月日		年 月 日	
	11	工事に係る問合せを受けるための工事関係者の連絡先			
12	届出担当部局の名称連絡先				
50センチメートル以上					

[注意]

1 欄の工事主、4 欄の工事施行者又は5 欄の現場管理者が法人であるときは、氏名は、当該法人の名称及び代表者の氏名を記入してください。

様式第 8 号を削り、様式第 7 号を様式第 12 号とし、同様式の次に次の 3 様式を加える。

宅地造成又は特定盛土等に関する工事の変更協議申出書

宅地造成及び特定盛土等規制法第16条第3項で準用する同法第15条第1項の規定により、変更の協議を申し出ます。											
年 月 日					住所						
神戸市長 宛					申請者 氏名						
					電話						
		変更前				変更後					
1	工事主住所氏名										
2	設計者住所氏名										
3	工事施行者住所氏名										
4	土地の所在地及び地番 (代表地点の緯度経度)				(緯度： 度 分 秒、経度： 度 分 秒)		(緯度： 度 分 秒、経度： 度 分 秒)				
5	土地の面積				平方メートル		平方メートル				
6	工事着手前の土地利用状況										
7	工事完了後の土地利用										
8	盛土のタイプ				平地盛土 ・ 腹付け盛土 ・ 谷埋め盛土		平地盛土 ・ 腹付け盛土 ・ 谷埋め盛土				
9	土地の地形				溪流等への該当 有・無		溪流等への該当 有・無				
10	工 事 の 概 要	ア 盛土又は切土の高さ		メートル		メートル					
		イ 盛土又は切土をする土地の面積		平方メートル		平方メートル					
		ウ 盛土又は切土の土量		盛土		立方メートル		盛土		立方メートル	
				切土		立方メートル		切土		立方メートル	
		エ 擁 壁		番号	構造	高さ	延長	番号	構造	高さ	延長
						メートル	メートル			メートル	メートル
		オ 崖面崩壊防止施設		番号	種類	高さ	延長	番号	種類	高さ	延長
						メートル	メートル			メートル	メートル
カ 排水施設		番号	種類	内法寸法	延長	番号	種類	内法寸法	延長		
				センチ メートル	メートル			センチ メートル	メートル		
キ 崖面の保護の方法											
ク 崖面以外の地表面の保護の方法											
ケ 工事中の危害防止のための措置											
コ その他の措置											
サ 工事着手予定年月日		年 月 日				年 月 日					
シ 工事完了予定年月日		年 月 日				年 月 日					
ス 工程の概要											
11	その他必要な事項										
12	変更の理由										
13	当初協議成立年月日・番号										
※受付欄		※協議成立に当たって付した条件				※変更協議成立番号欄					
年 月 日						年 月 日					
第 号						第 号					
係員氏名						係員氏名					



〔注意〕

- 1 ※印のある欄は記入しないでください。
- 2 2欄の設計者又は3欄の工事施行者が法人であるときは、氏名は、当該法人の名称及び代表者の氏名を記入してください。
- 3 2欄は、資格を有する者の設計によらなければならない工事を含むときは、氏名の横に○印を付してください。
- 4 3欄は、未定のときは、後で定まってから工事着手前に届け出てください。
- 5 4欄は、代表地点の緯度及び経度を世界測地系に従って測量し、小数点以下第一位まで記入してください。
- 6 8欄は、該当する盛土のタイプに○印を付してください（複数選択可）。
- 7 9欄は、溪流等（令第7条第2項第2号に規定する土地をいう。）への該当の有無のいずれかに○印を付してください。
- 8 11欄は、宅地造成又は特定盛土等に関する工事を施行することについて他の法令による許可、認可等を要する場合においてのみ、その許可、認可等の手続の状況を記入してください。

土石の堆積に関する工事の変更協議申出書

宅地造成及び特定盛土等規制法第16条第1項及び同法第15条第1項の規定により、変更の協議を申し出ます。 年 月 日 神戸市長 宛 住所 申請者 氏名 電話					
	変更前		変更後		
1	工事主住所氏名				
2	設計者住所氏名				
3	工事施行者住所氏名				
4	土地の所在地及び地番 (代表地点の緯度経度)		(緯度: 度 分 秒、 経度: 度 分 秒)		
5	土地の面積		平方メートル		
6	工事の目的				
7 工 事 の 概 要	ア	土石の堆積の最大堆積高さ		メートル	
	イ	土石の堆積を行う土地の面積		平方メートル	
	ウ	土石の堆積の最大堆積土量		立方メートル	
	エ	土石の堆積を行う土地の最大勾配			
	オ	勾配が十分の一を超える土地における堆積した土石の崩壊を防止するための措置			
	カ	土石の堆積を行う土地における地盤の改良その他の必要な措置			
	キ	空地の設置	番号	空地の幅	番号
				メートル	
		ク 雨水その他の地表水を有効に排除する措置			
	ケ 堆積した土石の崩壊に伴う土砂の流出を防止する措置				

	コ 工事中の危害防止 のための措置		
	サ その他の措置		
	シ 工事着手予定年月日	年 月 日	年 月 日
	ス 工事完了予定年月日	年 月 日	年 月 日
	セ 工程の概要		
8	その他必要な事項		
9	当初協議成立年月日・番号	年 月 日	第 号
	※受付欄	※協議成立に当たって 付した条件	※変更協議成立 番号欄
	年 月 日		年 月 日
	第 号		第 号
	係員氏名		係員氏名
〔注意〕			
1 ※印のある欄は記入しないでください。 2 2欄の設計者又は3欄の工事施行者が法人であるときは、氏名は、当該法人の名称及び代表者の氏名を記入してください。 3 3欄は、未定のときは、後で定まってから工事着手前に届け出てください。 4 4欄は、代表地点の緯度及び経度を世界測地系に従って測量し、小数点以下第一位まで記入してください。 5 7欄ケは、鋼矢板等を設置するときは、当該鋼矢板等についてそれぞれ番号、種類、高さ及び延長を記入し、それ以外の措置を講ずるときは、措置の内容を記入してください。 6 8欄は、土石の堆積に関する工事を施行することについて他の法令による許可、認可等を要する場合においてのみ、その許可、認可等の手続の状況を記入してください。			

宅地造成等に関する工事の変更届出書

年 月 日

神戸市長 宛

工事主 住所  
氏名  
電話

宅地造成等に関する工事の計画を変更したので、宅地造成及び特定盛土等規制法第16条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

1 変更に係る事項

2 変更の理由

3 宅地造成等に関する工事の許可の年月日及び番号

備考

- 1 この届出書は、本人又はその代理人が記入するものです。
- 2 変更に係る事項は、変更前及び変更後の内容を対照させて記載してください。

様式第12号を次のように改める。

様式第12号

宅地造成等に関する工事の協議不成立通知書	
年 月 日 第 号	
様	
神戸市長 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">印</span>	
土地の所在及び地番	
協議申出年月日及び 受付番号	年 月 日 第 号
<p>上記の宅地造成等に係る工事の協議の申出は、下記理由により不成立となりましたので、 神戸市宅地造成及び特定盛土等規制法施行細則第4条第2項又は第5条第2項の規定により 通知します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; min-height: 300px;"><p>理 由</p></div>	

様式第 6 号を様式第 9 号とし、同様式の次に次の 2 様式を加える。

土石の堆積に関する工事の協議申出書

宅地造成及び特定盛土等規制法第15条第1項の規定による協議を申し出ます。 年 月 日 神戸市長 宛 申請者 住所 氏名 電話			
1	工事主住所氏名		
2	設計者住所氏名		
3	工事施行者住所氏名		
4	土地の所在地及び地番 (代表地点の緯度経度)	(緯度: 度 分 秒、経度: 度 分 秒)	
5	土地の面積	平方メートル	
6	工事の目的		
7 工 事 の 概 要	ア 土石の堆積の 最大堆積高さ	メートル	
	イ 土石の堆積を行う 土地の面積	平方メートル	
	ウ 土石の堆積の 最大堆積土量	立方メートル	
	エ 土石の堆積を行う 土地の最大勾配		
	オ 勾配が十分の一を 超える土地における 堆積した土石の崩壊を 防止するための措置		
	カ 土石の堆積を行う土地 における地盤の改良 その他の必要な措置		
	キ 空地の設置	番号	空地の幅
			メートル
	ク 雨水その他の地表水を 有効に排除する措置		
	ケ 堆積した土石の崩壊に 伴う土砂の流出を 防止する措置		
	コ 工事中の危害防止 のための措置		
	サ その他の措置		
シ 工事着手予定年月日	年 月 日		
ス 工事完了予定年月日	年 月 日		



	セ 工 程 の 概 要		
8	そ の 他 必 要 な 事 項		
	※受 付 欄	※協議成立に当たって付した 条件	※協議成立番号欄
	年 月 日		年 月 日
	第 号		第 号
	係員氏名		係員氏名
<p>〔注意〕</p> <p>1 ※印のある欄は記入しないでください。</p> <p>2 2欄の設計者又は3欄の工事施行者が法人であるときは、氏名は、当該法人の名称及び代表者の氏名を記入してください。</p> <p>3 3欄は、未定のときは、後で定まってから工事着手前に届け出てください。</p> <p>4 4欄は、代表地点の緯度及び経度を世界測地系に従って測量し、小数点以下第一位まで記入してください。</p> <p>5 7欄ケは、鋼矢板等を設置するときは、当該鋼矢板等についてそれぞれ番号、種類、高さ及び延長を記入し、それ以外の措置を講ずるときは、措置の内容を記入してください。</p> <p>6 8欄は、土石の堆積に関する工事を施行することについて他の法令による許可、認可等を要する場合においてのみ、その許可、認可等の手続の状況を記入してください。</p>			

様式第11号

<p>宅地造成等に関する工事の協議成立通知書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日 第 号</p> <p style="text-align: center;">様</p> <p style="text-align: right;">神戸市長 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">印</span></p> <p>下記の条件を付して協議が成立しましたので、神戸市宅地造成及び特定盛土等規制法施行細則 (第4条第2項/第5条第2項)の規定により通知します。</p>	
1 工事を する土地の所在地 及び地番	
2 工事主住所氏名	
3 協議成立番号	第 号
4 協議対象行為	宅地造成・特定盛土等・土石の堆積
5 協議期間	(自) 年 月 日 (至) 年 月 日
6 条件	

様式第 9 号を次のように改める。

様式第9号

宅地造成又は特定盛土等に関する工事の協議申出書

宅地造成及び特定盛土等規制法第15条第1項の規定による協議を申し出ます。

年 月 日

神戸市長 宛

申請者 住所

氏名

電話

1	工事主住所氏名				
2	設計者住所氏名				
3	工事施行者住所氏名				
4	土地の所在地及び地番 (代表地点の緯度経度)	(緯度: 度 分 秒、経度: 度 分 秒)			
5	土地の面積	平方メートル			
6	工事着手前の土地利用状況				
7	工事完了後の土地利用				
8	盛土のタイプ	平地盛土 ・ 腹付け盛土 ・ 谷埋め盛土			
9	土地の地形	溪流等への該当 有・無			
10 工 事 の 概 要	ア 盛土又は切土の高さ	メートル			
	イ 盛土又は切土をする 土地の面積	平方メートル			
	ウ 盛土又は切土の土量	盛土	立方メートル		
		切土	立方メートル		
	エ 擁壁	番号	構造	高さ	延長
				メートル	メートル
	オ 崖面崩壊防止施設	番号	種類	高さ	延長
				メートル	メートル
カ 排水施設	番号	種類	内法寸法	延長	
			センチ メートル	メートル	
	キ 崖面の保護の方法				
	ク 崖面以外の地表面 の保護の方法				

	ケ 工事中の危害防止 のための措置	
	コ その他の措置	
	サ 工事着手予定年月日	年 月 日
	シ 工事完了予定年月日	年 月 日
	ス 工程の概要	
11	その他必要な事項	
	※受付欄	※協議成立に当たって 付した条件
	年 月 日	年 月 日
	第 号	第 号
	係員氏名	係員氏名
<p>〔注意〕</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>※印のある欄は記入しないでください。</li> <li>2欄の設計者又は3欄の工事施行者が法人であるときは、氏名は、当該法人の名称及び代表者の氏名を記入してください。</li> <li>2欄は、資格を有する者の設計によらなければならない工事を含むときは、氏名の横に○印を付してください。</li> <li>3欄は、未定のときは、後で定まってから工事着手前に届け出てください。</li> <li>4欄は、代表地点の緯度及び経度を世界測地系に従って測量し、小数点以下第一位まで記入してください。</li> <li>8欄は、該当する盛土のタイプに○印を付してください（複数選択可）。</li> <li>9欄は、溪流等（令第7条第2項第2号に規定する土地をいう。）への該当の有無のいずれかに○印を付してください。</li> <li>11欄は、宅地造成又は特定盛土等に関する工事を施行することについて他の法令による許可、認可等を要する場合においてのみ、その許可、認可等の手続の状況を記入してください。</li> </ol>		

様式第 5 号を様式第 8 号とし、同様式を次のように改める。

様式第8号

宅地造成等に関する工事の不許可通知書	
年 月 日 第 号	
様	
神戸市長 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">印</span>	
土地の所在及び地番	
許可申請年月日・受付番号	年 月 日      受付第 号
上記の宅地造成等に係る工事許可の申請は、下記の理由により不許可となりましたので、宅地造成及び特定盛土等規制法第14条第2項（第16条第3項において準用する場合も含む。）の規定により通知します。	
記	
理 由	

備考：行政不服審査法及び行政事件訴訟法の規定に基づく教示事項を記載すること。

様式第 2 号から様式第 4 号までを削り、様式第 1 号の次に次の 6 様式を加える。



様式第2号

工事主の資力及び信用に関する申告書

年 月 日

神戸市長 宛

申請者 住 所  
氏 名

宅地造成及び特定盛土等規制法第12条第2項第2号に規定する、工事主の資力及び信用について次のとおり申告します。

1 会 社 概 要	会社名及び代表者名					
	創 立 年 月 日					
	資 本 金					
	取 引 銀 行					
	法令による登録番号 (宅地建物取引業法、 その他)					
	職 員 数		事務職 技術職	名 名	労務職 合計	名 名
	建設機械所有種別及 び台数					
2 主 な 役 員 ・ 技 術 者 名	氏 名	職 名	年 齢	入社年数	資格・免許・その他	

3 資産の内容					
4 納税額		国 税	都道府県税	市町村民税	固定資産税
	年度 (前年度)				
	年度 (前々年度)				
5 過去の宅地造成工事の実績					
6 その他必要な事項					
備考 この申告書は、本人又はその代理人が記入するものです。					

様式第3号

工事施行者の施行能力に関する申告書

年 月 日

神戸市長 宛

工事施行者 住 所

氏 名

宅地造成及び特定盛土等規制法第12条第2項第3号に規定する、工事施行者の施行能力について次のとおり申告します。

1 概 要 社 会	会社名及び代表者名					
	創 立 年 月 日					
	資 本 金					
	取 引 銀 行					
	法令による登録番号 〔建設業法、その他〕					
	職 員 数	事務職 技術職	名 名	労務職 合計	名 名	
	建設機械所有種別及 び台数					
2 主 な 役 員 ・ 技 術 者 名	氏 名	職 名	年 齢	入社年数	資格・免許・その他	

3 資産の内容					
4 納税額		国 税	都道府県税	市町村民税	固定資産税
	年度 (前年度)				
	年度 (前々年度)				
5 過去の宅地造成工事の実績					
6 その他必要な事項					
備考 この申告書は、本人又はその代理人が記入するものです。					

宅地造成等に関する工事区域内の土地に関する調書							
工事区域に含まれる地域の 所在地及び地番	対 象 物 件	地目	面積	権 利 の 種 類	土地所有者等関係権利者		同 意 の 有 無
					住所	氏名	
							有 無
							有 無
							有 無
							有 無
							有 無
							有 無
							有 無

- (注) 1 「対象物件」欄には、土地家屋等の区別を記入して下さい。
- 2 「面積」欄に登記簿上のものを記入し、実測が明らかなきは( )書きで記入して下さい。
- 3 「権利の種類」欄には、所有権、地上権、質権、賃借権、使用貸借による権利その他の使用及び収益を目的とする権利を記入して下さい。
- 4 「同意の有無」欄には、該当するものに○印を記入して下さい。

年 月 日

神戸市長 宛

申請者 住所  
氏名

宅地造成及び特定盛土等規制法第12条第2項第4号の規定に基づき宅地造成等に関する工事をしようとする土地について権利を有する者の同意を得たので同意書を提出します。

同 意 書

私が権利を有する次の物件について、申請者が宅地造成及び特定盛土等規制法の規定に基づく工事を施行及び実施することに同意します。

所 在 地	地目又は 工作物の 種 類	権利の種類	同 意 年 月 日	同 意 者 の 住 所 氏 名	印

(注意)

- 1 この同意書は、本人又はその代理人が記入するものです。
- 2 「権利の種類」の欄には所有権、地上権、質権、賃借権、使用貸借による権利その他の使用及び収益を目的とする権利を記入してください。

## 宅地造成及び特定盛土等規制法に違反していない旨などの誓約書

私（当法人・当組合を含む。）は、宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号。以下「本法」という。）に基づく許可申請を行うに当たって、次の事項について誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることになっても、異議は一切申し立てません。

- 1 私（当法人・当組合を含む。）は次のいずれにも該当しません。
  - (1) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
  - (2) 本法又は本法に基づく処分に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
  - (3) 本法第12条、第16条、第30条又は第35条の許可を取り消され、その取消の日から5年を経過しない者（当該許可を取り消された者が法人である場合においては、当該取消の処分にかかる行政手続法（平成5年法律第88号）第15条の規定による通知があった日前60日以内に当該法人の役員であった者で当該取消の日から5年を経過しないものを含む。）
  
- 2 1の誓約事項に反した場合又は誓約が虚偽であった場合、許可取消しの措置を受けたときは、これに異議なく応じます。

年 月 日

神戸市長宛

申請者  
住所  
  
氏名  
(自署)

## 暴力団等に該当しない旨の誓約書兼個人情報取扱同意書

私（当法人・当組合を含む。）は、宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号）に基づく許可申請を行うに当たって、次の事項について誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることになっても、異議は一切申し立てません。

また、当方の個人情報を警察に提供することについて同意します。

- 1 私（当法人・当組合を含む。役職・氏名等は次表のとおり。）は次の（1）から（4）のいずれにも該当しません。

役職	ふりがな 氏名	性別	生年月日	住所

※法人又は組合の場合は、役員役職・氏名等についても記載すること。

- （1）暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）
- （2）暴力団員（法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は、暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
- （3）法人又は組合であって、その役員の中に（2）に該当する者があるもの
- （4）暴力団員等がその事業活動を支配する者

- 2 1の誓約事項に反した場合又は誓約が虚偽であった場合、許可取消しの措置を受けたときは、これに異議なく応じます。

年 月 日

神戸市長宛

申請者  
住所  
氏名  
(自署)



様式第16号の次に次の1様式を加える。

様式第17号

90センチメートル以上				
土石の堆積に関する工事の届出済標識				
70センチメートル以上	1	工事主の住所氏名	見取図	
	2	届出番号		第 号
	3	届出年月日		年 月 日
	4	工事施行者の氏名		
	5	現場管理者の氏名		
	6	土石の堆積の最大堆積高さ		メートル
	7	土石の堆積を行う土地の面積		平方メートル
	8	土石の堆積の最大堆積土量		立方メートル
	9	工事着手年月日		年 月 日
	10	工事完了予定年月日		年 月 日
	11	工事に係る問合せを受けるための工事関係者の連絡先		
	12	届出担当部局の名称連絡先		
50センチメートル以上				

〔注意〕

1 欄の工事主、4 欄の工事施行者又は5 欄の現場管理者が法人であるときは、氏名は、当該法人の名称及び代表者の氏名を記入してください。

## 附 則

### (施行期日)

- 1 この規則は、令和6年4月1日から施行する。

### (経過措置)

- 2 宅地造成等規制法の一部を改正する法律（令和4年法律第55号）附則第2条第2項の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の宅地造成等規制法（昭和36年法律第191号。以下「旧法」という。）の規定に基づく宅地造成に関する工事の規制に係るこの規則による改正前の神戸市宅地造成等規制法施行細則（以下「旧規則」という。）第2条、第3条、第5条第1項、第6条及び第11条の規定の適用並びに同条に規定する様式（第1号に掲げる様式を除く。）については、なお従前の例による。
- 3 この規則の施行の際、旧法第15条第1項及び第2項の規定により届け出るものとされていた工事に係る旧規則第5条第2項及び第8条の規定の適用については、なお従前の例による。